

平成28年第4回定例会 一般会計予算・決算審査特別委員会
市民厚生分科会審査記録

- 1 日 時 平成28年12月8日(木) 午前11時46分
- 2 場 所 市役所 第一委員会室
- 3 議 題 議第171号 平成28年度村上市一般会計補正予算(第4号)
- 4 出席委員(11名)

1番	板垣一徳君	2番	板垣千代子君
3番	小林重平君	4番	山田勉君
5番	竹内喜代嗣君	6番	長谷川孝君
7番	小杉和也君	8番	渡辺昌君
9番	尾形修平君	委員長	大滝国吉君
	副委員長		鈴木いせ子君
- 5 欠席委員
なし
- 6 委員外議員
木村貞雄君 小田信人君
- 7 地方自治法第105条による出席者
三田敏秋君
- 8 オブザーバーとして出席した者
なし
- 9 説明のため出席した者

副市長	忠聡君
税務課長	建部昌文君
同課収納対策室長	大滝豊君(課長補佐)
同課収納対策室係長	中村繭子君
同課市民税係副参事	板垣由美君
市民課長	尾方貞一君
環境課長	中山明君
同課生活環境室長	長谷部俊一君(課長補佐)
同課生活環境室副参事	菅原和英君
同課新エネルギー推進室副参事	大滝誓生君
保健医療課長	菅原順子君
同課国保室副参事	佐藤克也君
同課健康支援室長	佐藤るり子君(課長補佐)
同課健康支援室係長	川崎健一君

介護高齢課長	富樫孝平君
同課課長補佐	志田淳一君
同課介護保険室長	大滝慈光君(課長補佐)
同課介護保険室係長	近藤知子君
福祉課長	加藤良成君
同課参事	松田明君
同課福祉政策室長	木村静子君(課長補佐)
同課福祉政策室副参事	倉松淳志君
同課福祉政策室副参事	浅野宏君
同課福祉政策室係長	中山晴剛君
同課子育て支援室長	平山祐子君(課長補佐)
同課子育て支援室係長	永田ルミ君
同課子育て支援室係長	三須香代君
同課子育て支援室係長	伊藤良子君
神林支所地域振興課地域福祉室長	加藤誠一君(課長補佐)

10 議会事務局職員

局長 田邊 覚
書記 百武美奈

(午前11時46分)

特別委員長(大滝国吉君)開会を宣する。

○本日の審査は、一般会計予算・決算審査特別委員会に設置した市民厚生分科会の所管事務について審査を行うこととし、審査は常任委員会の審査の例により行い、分科会の会長には市民厚生常任委員長、副分科会長には市民厚生常任副委員長を充て議事運営を行うこととし、議事進行を市民厚生分科会長に願った。

分科会長(尾形修平君)開会を宣する。

○当分科会の審査については、分科会審査日程概要どおりに進むことに異議なく、そのように決定する。

日程第2

議第171号 平成28年度村上市一般会計補正予算(第4号)のうち市民厚生常任委員会所管分を議題とし、最初に歳入について予算付託表記載順に担当課長(税務課長 建部昌文君、市民課長 尾方貞一君、環境課長 中山明君、保健医療課長 菅原順子君、介護高齢課長 富樫孝平君、福祉課長 加藤良成君)から説明を受けた後、歳入につい

ての質疑に入り、歳入についての質疑終了後、歳出についての説明を受け、その後歳出についての質疑に入り、歳出についての質疑終了後、債務負担行為の説明を受け、その後債務負担行為の質疑に入る。

歳入

第14款 国庫支出金

(説明)

保健医療課長 14款1項1目民生費国庫負担金である。1、保険基盤安定負担金98万8,000円、これは額の確定によるものである。

福祉課長 それでは、その下の説明欄2、障害者医療費負担金192万9,000円であるが、障害者の更生医療と育成医療の増額に伴い、医療費がふえることから増額計上するものである。補助は2分の1である。それでは、続いて3節生活保護費負担金、説明欄1、生活保護費等負担金4,775万7,000円であるが、医療扶助費の増加に伴い増額計上するものである。4分の3の補助率である。それでは、続いて2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金、1節社会福祉費補助金、説明欄1、臨時福祉給付金給付事業費補助金1億9,500万円であるが、臨時給付金に係る補助金で全額補助である。同じく説明欄の2、臨時福祉給付金給付事務費補助金1,225万円であるが、同様に給付金給付事務に係る補助金で全額補助である。続いて、2節児童福祉費補助金、説明欄1、子ども・子育て支援整備交付金1,130万円であるが、あらかわ病児保育センター建設に対する交付金である。総事業費4,433万760円、対象経費3,839万1,820円を予定しており、選定額、補助基本額であるが、3,390万円となるため、3,390万円の3分の1を国庫補助分として計上するものである。続いて、3項委託金、2目民生費委託金、1節社会福祉費委託金、説明欄1、全国在宅障害児・者等実態調査事務委託金7万9,000円であるが、障害者施設の推進に向けた検討の基礎資料とするため、生活のしづらさなどに関する調査事務の委託金である。

第15款 県支出金

(説明)

保健医療課長 15款1項1目民生費県負担金である。保険基盤安定負担金であるが、524万1,000円、これも額の確定によるもので、保険者支援分は県が4分の1、保険税軽減分は県が4分の3と負担割合になっている。

福祉課長 それでは、続いて説明欄の2、障害者医療費負担金96万4,000円であるが、先ほど国庫補助金の中で説明したとおり、障害者の更生医療と育成医療の増額に伴い、医療費がふえることから増額計上するものである。補助率は4分の1である。続いて、2項県補助金、2目民生費県補助金、2節児童福祉費補助金、説明欄1、ひとり親家庭等医療費助成事業補助金142万6,000円であるが、医療費の件数の伸び及び1件

当たりの金額の増加に伴い、医療費がふえる見込みであることから増額計上するものである。補助率は2分の1である。次に、説明欄2、子ども・子育て支援整備交付金1,130万円であるが、これも先ほど説明したように、あらかわ病児保育センター建設に係る交付金である。選定額、補助金額の3,390万円の3分の1を県の補助金として計上するものである。以上である。

第20款 諸収入

(説明)

保健医療課長 20款6項6目雑入である。1、過年度分医療施設等設備整備費補助金返還金3万3,000円である。これは平成26年度医療施設整備費補助金に係る返還金で、村上総合病院が市に返還するものである。以上である。

歳入

第14款 国庫支出金、第15款 県支出金、第20款 諸収入

(質疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

[委員外議員]

木村 貞雄 今ほど病児保育施設の関係で説明あったのだけれども、対象外になった分というのはどんなものなのか。

福祉課子育て支援室長 対象外となったものについては、外構整備に係るものだったり、あとは雨水の排水設備、このようところが対象外というふうになっている。

歳出

第2款 総務費

(説明)

市民 課長 それでは、16、17Pをお願いします。2款総務費、1項総務管理費の9目交通安全対策費について270万2,000円の減額の補正をお願いしますものである。説明欄のほうをお願いします。1として、交通安全対策一般経費についてであるが、公用車のリース料である。この公用車のリース料については、再リースに当たり車両の点検をしたところ消耗品の取りかえ等が必要となって、その分がリース料が上がったということで1万1,000円の補正をお願いしますものである。2の交通安全対策費職員人件費については、人事異動等による職員人件費の減である。以上である。

税務 課長 次に、16、17Pの下の方から19Pにかけてになるが、2款2項1目税務総務費では、人事異動に伴う職員人件費の調整により367万4,000円の減額をお願いしますものである。次に、18、19Pである。2款2項2目賦課徴収費であるが、これは平成28

年度の申告から納税者本人のマイナンバーカードまたはマイナンバー通知カード等のコピーを申告書に添付する必要があることから、コピー機のトナー代として消耗品費 5 万 1,000 円、本年 6 月から郵便区内特別郵便物の割引料金が引き上げられたことに伴い、年度末までに郵便料の不足が見込まれることから、通信運搬費として 47 万円、マイナンバーカード等をコピーするためのコピー機購入費として本庁 2 台、支所各 1 台、計 6 台分の庁用器具購入費 21 万 1,000 円、合計 73 万 2,000 円の増額をお願いするものである。以上である。

市民 課長 次に、3 項である。3 項 1 目戸籍住民基本台帳費である。1,793 万 1,000 円の補正のお願いについては、職員の人事異動等による職員人件費の調整によるものである。以上である。

第 3 款 民生費

(説明)

福祉 課長 20 P、21 Pをごらんになっていただきたいと思う。済みませんが、主なものを説明させてもらってよろしいか。

尾形分科会長 お願いする。

福祉 課長 それでは、3 款民生費、1 項社会福祉費、1 目社会福祉総務費の説明欄の 2、臨時福祉給付金給付事業経費 2 億 725 万円であるが、消費税率の引き上げに伴い、影響を緩和するため所得の低い方に対して暫定的、臨時的な措置として給付するものである。経済対策の一環として社会全体の所得引き上げに寄与するとともに、低所得者の安定化を確保するため、平成 29 年 4 月から平成 31 年 9 月までの 2 年半分を一括して給付するものである。対象者はことしの 9 月に給付している臨時福祉給付金給付事業と同様であって、平成 28 年 1 月 1 日住民基本台帳に登録されていて、平成 28 年度市県民税が課税されていない方などである。支給額は 1 人当たり 1 万 5,000 円で、対象者は 1 万 3,000 人を予定している。次に、説明欄 3、障害福祉費一般経費であるが、特殊障害者器具装着費助成金 18 万 9,000 円であるが、ストマ装具の助成件数がふえると見込めることから計上するものである。続いて、説明欄 4、地域生活支援経費であるが、日中一時支援事業委託料 87 万円であるが、新規利用者が 3 名ふえたことにより計上するものである。続いて、説明欄 5、障害者自立支援経費であるが、次の 22 P、23 Pをお願いしたいと思う。医療費助成費 385 万 8,000 円では、更生医療費と育成医療費の増加が見込まれることから計上するものである。以上である。

保健医療課長 6、国民健康保険特別会計繰出金 1,737 万 1,000 円の減額である。内訳は、保険基盤安定繰出金、財政安定化支援事業繰出金等の確定によるものである。

福祉 課長 次に、説明欄 7、社会福祉総務費職員人件費 2,029 万 4,000 円であるが、人事異動に伴う増である。当初 18 人だったが、異動後 21 人ということになった。

介護高齢課長 第 3 目老人福祉費、説明欄 1、高齢者生活支援経費 115 万 5,000 円であるが、ヘルパ

一による訪問サービスであるが、これまで利用者数や利用回数が増加し、今後予算の不足が見込まれることから、これまでの実績をもとに計上させていただいた。

保健医療課長 説明欄2、後期高齢者広域連合負担金 2,882 万 7,000 円を計上した。これは平成 27 年度分の療養給付費負担金の精算に伴う不足分として計上した。3、後期高齢者医療特別会計繰出金 350 万円、これは職員の人事異動による人件費の補正に伴うものである。

介護高齢課長 4の介護保険特別会計繰出金、三角の1,250万4,000円であるが、職員人件費の調整に伴う繰出金の減額である。5の老人福祉職員人件費、三角の30万8,000円であるが、これも職員人件費の調整による減である。続いて、第4目老人福祉施設費56万3,000円、説明欄の老人ホーム運営経費であるが、やまゆり荘の短期入所の利用者数や利用回数が増加し、今後予算の不足が見込まれることから、これまでの実績をもとに計上させていただいた。以上である。

市民 課長 5目である。国民年金事務費である。33万1,000円の減額の内容としては、説明欄の1にあるとおり職員人件費の調整によるものである。以上である。

福祉 課長 それでは、24P、25Pをお願いしたいと思う。2項児童福祉費、1目児童福祉総務費、説明欄1、児童福祉総務費職員人件費360万7,000円の減であるが、人事異動に伴う減である。次に、2目母子父子福祉費、説明欄1、ひとり親家庭等医療費助成経費、医療費助成費292万3,000円であるが、医療費の件数及び1件当たりの金額の増に伴うもので計上するものである。続いて、3目児童措置費、説明欄1、保育園運営経費であるが、修繕料229万円であるが、主なものとして向ヶ丘保育園とみのり保育園で業務用エコキュートの機械点検により、部品の使用耐用年数経過やさびつき、破損等を指摘されたものに対して、故障時に早急に対応することが困難なため、正常運転をしているうちに部品の交換を行う費用、また高南保育園の未満児保育室において見守りが行き届くよう、調乳室のガラス戸や仕切り用の棚などをつけかえるための費用、そのほか冬場の暖房器具等の故障に対応する不時の修繕のための費用を不足する分を計上するものである。続いて、工事請負費240万円であるが、猿沢保育園の園児用トイレの入り口が狭いことから、入り口を拡張するための工事、また金屋保育園の給食室床と高南保育園の一時預かり用で使用予定の保育室の床が劣化しているものを修繕するための費用を計上するものである。次に、その他備品購入費60万円であるが、高南保育園で新たに4カ月からの乳児を受け入れるため、ベビーベッドなどの乳幼児の備品や離乳食調理用品の調理台などを購入する費用を計上するものである。続いて、説明欄2、子育て支援センター事業経費、保育士賃金60万円であるが、現在上海府保育園を使用している山辺里子育て支援センター土曜拡張分賃金、及び神林子育て支援センターの土曜勤務1人分増員したことによる賃金などである。続いて、説明欄3、一時預かり事業経費、返還金501万円であるが、平成27年度子ども・子育て支援交付金の精算による返還金である。国、県、それぞれ同

額の 250 万 5,000 円を返還するものである。続いて、説明欄 5、児童措置費職員人件費 366 万 8,000 円であるが、人事異動に伴う増である。続いて、説明欄 6 も同様に人事異動に伴う減である。続いて、26 P、27 P になる。4 目学童保育費、説明欄 1、学童保育経費であるが、学童指導員賃金 165 万円であるが、朝日学童保育所で特に配慮を必要とする児童への対応として、4 月から勤務をお願いしている介助員の賃金、その後も対応に困難をきわめたため、9 月から勤務をお願いしている方への賃金、それから緊急避難的に行う朝日みどり小学校内の学童保育に係る賃金などである。それから、引継保育委託料 30 万 6,000 円であるが、神林学童保育所指定管理導入による引継保育委託料である。所長及び指導員賃金相当分を計上するものである。続いて、3 項生活保護費、1 目生活保護総務費、説明欄 1、生活保護総務費職員人件費 294 万 3,000 円の減であるが、人事異動に伴うもので調整するものである。次に、2 目扶助費、説明欄 1、生活保護扶助費、生活扶助 5,000 万円であるが、当初予算では平成 27 年度支出予定の 5% 増を見込んだが、医療扶助費の増加により計上するものである。以上である。

第 4 款 衛生費

(説明)

保健医療課長 4 款 1 項 1 目保健衛生総務費、返還金 2 万円、これは平成 26 年度新潟県医療施設等設備整備費補助金で市が県に返還するものである。説明欄 4、保健衛生総務費職員人件費 616 万 7,000 円、これは職員人件費の調整になる。2 目予防費、1、母子保健経費 200 万円、不妊治療費助成金であるが、昨年度の実績から予算不足が見込まれるために補正をお願いするものである。2、予防費職員人件費、職員の人件費のこれも調整になる。以上である。

環境 課長 同じく 3 目環境衛生費である。説明欄 1 の環境衛生費職員人件費については、117 万 5,000 円の追加の補正であって、人事異動により人件費が変更になったものである。以上である。

保健医療課長 7 目診療所費、説明欄 1、急患診療所経費 73 万円である。これは医薬材料費でことしの 4 月から 5 月までインフルエンザの流行があって、上半期の支出額が前年度と比べ多額となった。例年どおりの流行を考えると予算が不足する見込みとなるために補正をお願いするものである。

環境 課長 2 項清掃費、1 目清掃総務費である。ページのほうはめくっていただいて 30 P、31 P になる。説明欄 1、清掃総務費職員人件費については 68 万 2,000 円の追加の補正であり、人事異動により人件費が変更になったものである。次に、2 目塵芥処理費である。説明欄 1 の最終処分場運営経費の工事請負費 580 万 6,000 円の追加をお願いするものである。これは荒沢最終処分場の脱窒素攪拌器が老朽化により攪拌能力が低下し、水処理に影響を及ぼすおそれがあるため、機器の更新に係る工事請負費を

お願いするものである。以上である。

第2表 債務負担行為補正

(説明)

福祉 課長 それでは、5Pをお願いしたいと思う。債務負担行為補正であるが、神林学童保育所指定管理料について、平成28年度から平成31年度まで指定管理者との協定に基づく額で行うものである。今年度中に協定を結ぶことから、平成28年度からとした。以上である。

環境 課長 上から2項目め、村上火葬場無相院、山北火葬場、荒川火葬場普照園指定管理料である。本件は、平成28年度中に協定を締結したいため、債務負担行為の追加をお願いするものである。

歳出

第2款 総務費、第3款 民生費、第4款 衛生費、第2表 債務負担行為補正

(質疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

尾形分科会長 1点いいか、私から、済みません。先ほど29Pの母子保健経費の中で、当初予算で230万組んでいたわけだよね。今ほどの説明で昨年度に比較して予算不足が生じたためと言ったのだけれども、なんで最初から400万だったら400万組めなかったのか。

保健医療課健康支援係長 おっしゃるとおり、当然当初予算のほうに見込むべきではあったけれども、前年度後半、1月以降に申請が多くあって、当初予算編成時にはそこまで見込めなかったことが1つと、あと1月以降に助成額の見直しを行って、2分の1から3分の2に引き上げたことと、上限額を10万から20万に引き上げたというところで、今回不足が生じるということになっている。

尾形分科会長 わかった。もう一点なのだけれども、27Pの生活扶助費、今ほど福祉課長から説明あったが、昨年の27年度の決算で27年の補正予算も組んだのだけれども、不用額が1,300万ぐらい出たのだ、これ、決算審査のときにも言ったけれども。ことしも5,000万組んで大丈夫なのか。大丈夫なのかというか見通しとして大丈夫なのか。

福祉 課長 先ほど申し上げたように、医療扶助の分というふうなことで見込んだわけであって、このものについて今後の見込みを立ててしているの、大丈夫である。

尾形分科会長 わかった。

尾形分科会長 ただいまご審査いただいた事件についての討論は、特別委員会最終日で行うこととなるので、これから当分科会の賛否態度の取りまとめを行う前に、賛否についての発言があったらお願いします。発言ないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

尾形分科会長　これで賛否態度についての発言を終わる。

　以上で質疑を終結し、賛否態度の発言なく、起立による賛否態度の取りまとめを行った結果、議第171号のうち市民厚生分科会所管分は、起立多数にて原案のとおり可決すべきものと態度を決定した。

○以上で当分科会に付託された案件の審査を終了し、本分科会の報告を分科会長に一任することを決め閉会する。

分科会長（尾形修平君）閉会を宣する。

（午後0時21分）